

一般社団法人千葉県トラック協会 海上コンテナ部会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は一般社団法人千葉県トラック協会における国際海上コンテナ関係運送事業の健全な発展を図るために必要な専門的事項に対処し、もって産業経済の発展ならびに公共福祉の増進に寄与すると共に会員相互の連絡協調を図ることを目的とする。

(名称、所在及び所属)

第2条 本会は一般社団法人千葉県トラック協会海上コンテナ部会と称する。(以下部会とする。) 事務所を一般社団法人千葉県トラック協会内に置き、総務企画委員会の所属とする。

(構 成)

第3条 一般社団法人千葉県トラック協会々員にして国際海上コンテナ輸送に携わる事業者であることとし、営業所及び支店等も一会員とする。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 部会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 海上コンテナ運送事業にかかわる調査・研究および情報の交換
2. 海上コンテナ運送の円滑化、とくに関係法規の適正化
3. その他、一般社団法人千葉県トラック協会が必要と認め、海上コンテナ運送に関連付帯する一切の事項

第3章 役員

(役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	2名以内
委員	6名以内
監事	2名以内

(役員を選任及び任期)

第6条 部会長、副部会長及び委員、監事は部会総会において選任する。

2. 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
3. 補欠で選任された役員は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 部会長は部会を代表し会の運営を統括する。

2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に支障がある場合は、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
3. 委員は部会の運営にあたる。
4. 監事は会務及び経理の状況を監査する。

第4章 会議

(会議)

第8条 会議は部会総会及び役員会とする。

2. 部会総会及び役員会は部会長が招集し議長となる。

(部会総会)

第9条 部会総会は通常部会総会及び臨時部会総会とする。

2. 通常部会総会は事業年度終了後3ヶ月以内に開催し事業計画等を諮る。
3. 臨時部会総会は必要により随時開催する。

(部会総会に付議すべき事項)

第10条 次の事項は部会総会の議決を経なければならない。

1. 本規約の変更
2. 役員を選任及び解任
3. 事業計画の決定
4. 事業報告の承認
5. 部会費の額及びその徴収方法
6. その他一般社団法人千葉県トラック協会が必要と認めた事項

(部会総会の議決事項)

第11条 部会総会は部会員の過半数の出席により成立し議事は過半数で決する。但し可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会の構成と議決方法)

第12条 役員会は部会長、副部会長及び委員・監事で構成し、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議事はその過半数をもって決する。但し可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会に付議すべき事項)

第13条 次の事項は役員会の議決を要する。

1. 部会総会に提出すべき議案
2. 会務の執行に関する事項
3. 部会総会で委任された事項
4. 部会諸規定の制定及び変更に関する事項
5. その他役員会で必要と認めた事項

(会員外の出席)

第14条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の関係者に会議の出席を求め説明または意見を聴取することが出来る。

第5章 会 計

(会計年度)

第15条 部会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(負担金)

第16条 部会の活動に特別の経費を必要とするときは、会員から入会金、部会費、臨時会費及び特別負担金を徴収することができる。

また、2年間会費が未納の場合は脱会したものとみなす。

付 則

1. 本規約は平成23年7月15日から実施する。
2. 平成25年7月12日一部改正。
3. 平成26年4月1日一部改正。